

広報

やまこし

1981
2月
第152号

■発行/新潟県古志郡山古志村役場 電話 (025859) 2331 ■印刷/大川印刷株式会社 ■毎月1日発行



一年の無事を祈って 羽根つき

池谷

一月十五日のサイの神の日に、池谷では羽根つきが行われました。大人や子ども達がコスギや羽子板を持って集まり、輪になって羽根を打ち上げます。でも失敗するとたいへん——「○○のとうちゃんだあ」と、みんな雪をかけた頭の上からまっ白に。羽根を打つたびに「正月」、「二月」、「三月」……とかけ声をかけ、今年一年の無事を祈っていました。



立春

お知 ら せ

住民税・所得税の申告は

2月16日からです

私たちが豊かで安定した暮らしができるように、税金を使っている。いろいろな仕事が行われています。道路や学校、福祉など。

税金は、私たちが社会の一員として負担する「暮らしを守るための会費」といえます。

今年も所得税・住民税の申告時期がやってきました。

申告期限は二月十八日です。

公平で均衡がとれた税金となるよう、正しい申告をしてください。

住民税

近く区長を通じ、申告用紙を配布しますので、忘れずに申告してください。

▼申告しなければならぬ人

今年一月一日現在で山古志村に住んでいる人(出稼ぎや旅行中の

公正な税金は 正しい申告から

長岡税務署(35)2070
役場税務課



人を含む)で、次の「申告しなくてよい人」を除くすべての人。
▼申告しなくてよい人
○五十五年中に所得が全くない人
○サラリーマンで給与以外に所得

が各部落に出向いて、納税相談を開き、申告指導や申告の受付を行います。

所の指定がない場合、住民税の納税相談の際にも受け付けます。

所得税(確定申告)

申告書の用紙は、昨年に確定申告をした人は税務署から各人へ送られてきます。また、税務署、役場税務課でも用意しています。

申告書は自分で書ける箇所が多くあります。住所、氏名、扶養親族など、めんどうがらずにまず書いてみてください。

税務署では、次により納税相談を行い、申告の受付を行います。

期日 2月18日(水)

午前10～午後4時

会場 山古志村役場

申告される人は、認印と保険料

の払込証明書等の関係書類を忘れずにお持ちください。
▼確定申告しなければならない人
○農家や商店など事業をしている人、不動産収入のある人などで、五十五年中の所得額が、所得控除(基礎・配偶者、扶養者控除は各二十九万円、その他)の合計額を超える人。
○サラリーマンの方で、年収が一千万円を超える人、二か所以上から給与を受けている人、給与以外の所得が二十万円を超える人。
▼確定申告で税金がもどってくる場合があります。

確定申告をしなくてもよいサラリーマンの方で次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された税金がもどってきます。

○住宅を新築したり、新築の住宅を購入したとき
○入院などで多額の医療費を支払ったとき

○災害や盗難にあったとき
なお、これらの税金の還付を受ける場合の申告は、二月十六日より前でも受け付けます。

水田利用再編第2期対策

転作にご理解とご協力を お願いいたします



ことしの目標面積は20.2ヘクタール

昭和五十三年より十年連続で進められている「水田利用再編対策」は、その第一期対策として今年から五十八年までの三か年実施されます。

今年の配分された村の目標面積は二〇・二ヘクタール。今年はその年の冷害を考慮して少し軽減されているもので、五十七、五十八年は二二・三ヘクタールになります。

〇56年の配分数量
目標面積 二〇・二ヘクタール
(対前年四四%増)

事前売渡申込数量
うるち米 三九三・八トン
もち米 三五・六トン



〇57年、58年の配分数量
目標面積 二二・三ヘクタール
(対前年六〇%増)

事前売渡申込数量
うるち米 三八三・四トン
もち米 三五・六トン

〇年農林業センサスの数値より、奨励補助金については、別表のとおりとなります。このほか、目標を達成した場合、転作率に応じて「計画加算」が上乘せられます。米が余り、大豆や麦などはほとんどが輸入にたよる——こうした農作物の需給不均衡をなくするため、対策がさらに強く打ち出されています。村でもこれを深刻に受け止め、具体的な対応を始めています。

近く部落説明会を開いて、農家のみなさんとの話し合いを行い、経営計画の見直しにより有利な転作を考えていきたいと思えます。農家にとっては非常に厳しいものですが、避けて通ることができない重要な課題です。地域ぐるみの知恵の結果で、この目標が達成できるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

奨励補助金(山古志村での見込) — 10アール当たり —

区	分	基本額(平均)	
転	特定作物	大豆、そば、飼料作物等	46,000円
	永年性作物	果樹(植栽後5年以内) 桑(植栽後3年以内)	46,000円
作	一般作物	野菜	27,000円
		水田養魚、杉、桐、その他	32,000円
管理転作、土地改良通年施行			32,000円

今年配分された目標面積は、昨年の実施面積より四・六ヘクタール上回っています。さらに、五十二年に実施された養鯉池と杉などの植林四ヘクタールが、三年を過ぎたため、今年に対象からはずれません。

昨年実施された箇所をそのまま引き続き今年も実施した上に、さらに八・六ヘクタール必要ということ。これは、二丁野・向田の二部落で稲を作付けした水田面積に匹敵する大きな数字です。(八



贈与税の納税猶予を受けている人へ

農業者年金受給等により、農地の生前一括贈与を受け贈与税の納税猶予を受けている方は、次の点にご留意ください。

◎三年目、「継続届出書」の提出が必要です。

贈与税の申告期限から三年目ごと、引き続き納税猶予を受けた旨の「継続届出書」を提出しなければなりません。この届出書の用紙は税務署から送られてきますので、農業委員会の証明を付けて、期限までに提出してください。

◎農地を売ったり転用したり、農業をやめたなどの場合、猶予された税額の全部または一部を納めなければなりません。

農地の譲渡や転用、農業経営の廃止、また、継続届出書を提出し

ないなどの場合、猶予された税額の全部または一部を納付しなければなりません。

この場合納める額は、本税のほかに、年六・六%の利子税がかかります。

◎農地等の交換や買い換えの場合には「承認申請書」を提出し、引き続き納税猶予が受けられます。

農地等の交換、買い換えの場合、譲渡の日から一か月以内に「代替農地等の取得に関する承認申請書」を提出してください。

この特例は、農地等の譲渡があった日から一年以内に、その譲渡の対価の額に見合う農地等を取得しようとする場合、引き続き納税猶予を受けることができる制度です。

詳しいことは、税務署におたずねください。

三月三十日の任期満了による村議会議員選挙は、三月二十二日(日)に告示、投票日は三月二十九日(日)と決まりました。

今回から議員の定数は十四名となりますが、活発な選挙運動が予想されますが、ルールを守って明るく正

動ができるのは、原則として、立候補届出が済んだ時から投票日の前日までです。次の行為は、候補者、有権者を問わず、違反となりますので、十分注意しましょう。

▽戸別訪問
有権者の家をたずねて、投票を

投票日 3月29日(日)に 村議会議員選挙は

こんな選挙運動は
違反です

しい選挙を行いましよう。

依頼したり、投票をしないよう依頼することは、禁止されています。また「戸別」には、有権者宅のほか、会社や工場も含まれます。

▽飲食物の提供
特定の候補者の選挙運動に関して飲食物を提供することは、禁止

公正な選挙を行うため、選挙運動にもルールがあります。選挙運



されています。たとえば、

①候補者が運動員の慰労のために酒やビールを出す。

②第三者が、いわゆる「陣中見舞」として、候補者に酒や料理を提供する——などです。

ただし、普通のお茶やお菓子を出すのはこの限りではありません。

▽候補者以外が開く演説会

演説会の開催は、選挙管理委員会が行う立会演説会および候補者自身が行う個人演説会以外は、認められていません。

ですから、青年団や部落が演説会を主催することはできません。

農業共済事業の 昨年実績を お知らせします

〇農作物共済(水稻)

昨年は異常気象で、最近にない大きな被害となりました。共済金は11月末に支払いしました。

引受戸数 661戸
面積 22,921^{アール}
共済掛金 141万円
共済金支払戸数 109戸
支払共済金額 333万円

〇蚕繭共済

引受数 13戸(24箱)
共済掛金 1万円

〇家畜共済(牛)

最近では多頭飼育の傾向にあり、牛の病気も、さまざまな形で年々多発しています。このような不慮の災害に備え、高額加入で安全経営をはかってください。

(12月末現在)
引受頭数 167頭
死傷事故 5頭
病傷事故 40頭
支払共済金 117万円

〇任意共済(建物)

(12月末現在)
加入棟数 721棟
総共済金額 21億5,760万円
(1棟当たり平均 300万円)
※ お問い合わせや万一の事故の際は、産業課農業共済係へ。

省エネメモ



湯沸器
使い終わったら
口火は消して
おきましょう

カメラ・スケッチ

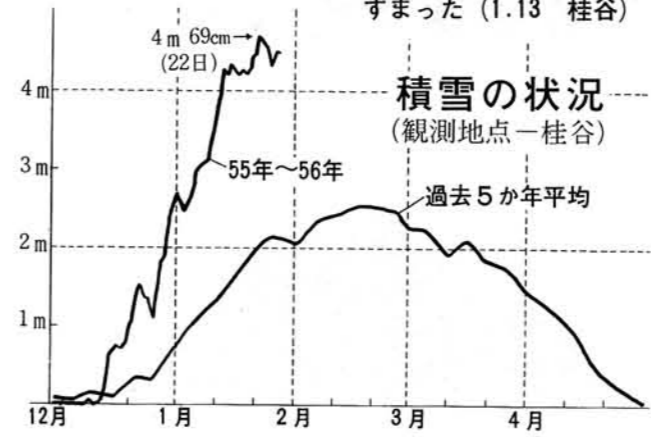
56豪雪



十二月十三日から降り出した雪は、昨年のマラソン豪雪をはるかに上回るいきおいで降り続き、一月二十一日に桂谷で四六九センチ、二十三日に種芋原で五〇センチに達しました。また、一月二十七日までの累計降雪量は一、七五九センチと、すでに平年のひと冬分



1か月で屋根まで雪にうずまった(1.13 桂谷)



に相当しています。「降り始めてからずうっと雪掘りして、もう十回を超えた」(一月十六日、虫亀で)——など、雪には慣れたこの私たちでもあきれほどの豪雪です。

このため一月八日に村豪雪対策本部を設け、交通確保や災害の防止に取り組んでいます。また、十一日に県の災害救助法が適用され、生活に困っている人へ雪おろしや除雪の援助が行われています。現在までに人命に被害はありませんが、まだ冬の真最中です。また、なだれの一番危険な時期です。連日の雪おろし等で大変お疲れのことと思いますが、災害とみなさんの健康には十分注意してください。



もう屋根の上と外との区別がつかない(虫亀 1.16)



(1.16 池谷)

1月17日・木籠でなだれが発生し、2軒が雪に埋まった。すぐ消防団をはじめ部落総出で雪の除去を行い、幸い人間は無事だったが、松井カ一さん宅は家が少し傾いてしまった。



12月29日枝の折れた鳥の坂の大杉



(1.16 種芋原)

それでもブルで除雪できるから昔よりいい、と言う

豪雪による災害にご注意ください

◎なだれ 守門村、湯之谷村と悲惨ななだれ事故が続きました。今年のなだれは予想しない箇所でも起こっています。特に家や道路では注意し、斜面に変化等がありましたら、すぐ役場へご連絡ください。 ◎プロパンガス 豪雪でガスボンベは雪の下、と



◎火災 暖房等火を使うことが多くなっていますので、特にご注意を。また、万一に備え避難口は必ず確保しておいてください。

除雪・圧雪にご協力を

除雪・圧雪作業もこの異常豪雪でたいへん難航しています。この作業がスムーズにいくよう、みなさんのご協力をお願いします。 ◎路上駐車はしないでください。除雪の原因となります。 ◎道路に雪を捨てないでください。玄関や車庫前の雪はらひは、交通に支障のないように。 ◎圧雪路線に雪を出した場合、道路は平らにしてください。 ◎電線、電話線、テレビ線等により圧雪のできない時があります。竿等で高くつり上げておいてください。

おおのりおのり (133)

八犬伝とその作者

修 野 軍 造

この年は寛政五年1793、馬琴は歳二十七、花嫁お百は三十であった。お百の家姓は会田というが、入婿の形で結婚した馬琴は終生会田を名乗らず、馬琴の生家滝沢を名乗り通した。 萬屋の主人は、結婚させて独立の道があるかせ厄介払いの氣持だったが、馬琴は馬琴で萬屋主人の底意などは何のそので、有余の精力のはけ場にけなすのにお金を消費したのに比較すれば、一銭の消費もなく天下晴れて小ぶとり女をあくる事なく抱かれ、経済的に大助かりの觀念が専行していたから、お百の不器量も萬屋の底意も感ずる余裕などはなかった。 そのあくなき精力と、剛毅不屈な精神の威力をもって戯作に専念したが、その作品は前記したてあるように理屈が多く円転骨脱の軽妙さに欠けているため、読者の人気を得る事が出来なかった。 しかし、馬琴は生家を飛出して後、転々の流浪を繰返していた頃、売卜者や講釈師などをしてきた経験などから書くものは次第に黄表紙といわれる作品が

書くようになっていた。黄表紙とは、安永から文化ごろにかけて隆盛をきわめた草双紙の一種であって英雄や武勇談などを記したものである。馬琴はこの方向に入っていた。 時に松平定信老中首座となり、將軍補佐の後になってから、世にいう寛政の改革を行った。 一般庶民むけの例を挙げて見ると、簡単な例では衣服や家具類などの奢移な品をきびしく禁じたり、浴場などでは男女混浴を禁じたり風俗営業を取しまったりした。武家階級ももとより同様であった。これを寛政の綱紀肅正あるいは寛政の改革とも称し、その肅正は広軌にわたっていた。その肅政の政策は文人にも及び、当世戯作者の第一人者である山東京伝にも及んだ。京伝は前にも書いてあるが遊里もので人気を博していたが、その戯作中の「仕懸文庫」とか「娼妓組踊」などが忌避されて処罰された。その刑は手鎖五十日、身上は半減、日常の起居動作は五人組の組役人の監視下におかれるものである。この事から出版界の動向が変るのであるが。